

水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）業務委託プロポーザル方式実施要領

（令和5年6月28日管理者決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）業務（以下「クレジットカード扱い業務」という。）の委託契約が、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、契約相手方をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する場合の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 クレジットカード扱い業務委託プロポーザル資料において使用する用語の定義は「【別紙】用語集」に定めるものとする。

（委託業務の範囲）

第3条 クレジットカード扱い業務の委託範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) クレジットカード決済の申込み受付・登録に係る業務
- (2) クレジットカード決済の請求・消込み等に係る業務
- (3) クレジットカード決済の水道料金等の立替払に係る業務
- (4) クレジットカードの有効性確認に係る業務
- (5) クレジットカード決済に関する照会に係る業務
- (6) クレジットカード扱い業務を開始するための準備作業に係る業務
- (7) その他 (1)から(6)までの業務を円滑に処理するために必要となる業務

（プロポーザルの審査機関）

第4条 クレジットカード扱い業務委託プロポーザル実施のため、水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）業務委託業者選定委員会設置要綱により設置された水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査に係る事務を行う。

- 2 選定委員会の審査期間は、クレジットカード扱い業務受託候補事業者（以下「受託候補事業者」という。）を選定した後、当該業務委託契約を締結し、受託候補事業者が業務を開始した時点までとする。

（プロポーザルの参加募集等）

第5条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、掲示及びインターネットで閲覧に供する方法により、プロポーザルに参加する事業者を募集する。

（プロポーザルの参加資格（公募条件））

第6条 プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務に対応する業種について、仙台市水道局契約規程（昭和39年仙台市水道局規程第17号。以下「契約規程」という。）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手續開始の申立中又は更生手續中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手續開始の申立中又は再生

- 手続中でないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 11 月 1 日管理者決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
 - (5) 仙台市水道局入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日管理者決裁）別表各号に掲げる要件に該当しない者であること。
 - (6) 過去に公共料金（水道料金・電気料金・ガス料金等）における継続決済型（非対面・登録型）クレジットカード決済に係るデータ処理のサービスを提供した実績があること。
 - (7) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 若しくは JIS Q27001 の認証を受けていること、又はそれらと同等のセキュリティの規格を取得していること。
 - (8) 別添水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）の業務を誠実に履行できること。
 - (9) 少なくとも公募日現在で、仙台市水道局の水道料金等のクレジットカード払いとして、Mastercard、VISA、JCB、Diners Club、American Express の 5 つのクレジットカードブランドの取扱いが可能であること。

（質問の受付）

- 第 7 条 プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加申請者」という。）は、業務提案書作成等に関し質問がある場合は、所定の様式（以下「質問書」という。）により、実施説明書に定める提出期限までに管理者宛に提出しなければならない。
- 2 質問書の提出方法は、電子メールとし、質問書の提出後、必ず電話連絡を行うこと。
 - 3 管理者は、質問書を受け付けた場合、質問者へ回答を送付するとともに質問内容と回答をインターネットで閲覧に供する方法で速やかに回答する。

（プロポーザルの参加申請及び審査）

- 第 8 条 参加申請者は、公募型プロポーザル方式参加申請書（以下「参加申請書」という。）（第 1 号様式）及び類似業務実績調書（第 2 号様式）を所定の期限までに管理者に提出し、プロポーザル参加資格にかかる公募条件を満たしているか否かについての審査を受けなければならない。
- 2 管理者は、第 6 条の審査を行うにあたって必要と認める書類の提出を求めることができる。
 - 3 参加申請者は、管理者に対し、参加申請書及び類似業務実績調書を郵送（配達記録が残るものに限る）により提出しなければならない。

（参加申請者への通知）

- 第 9 条 管理者は、資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められる事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、プロポーザル方式参加通知書（以下「参加通知書」という。）（第 3 号様式）を送付し、プロポーザルへの参加を要請する。
- 2 管理者は、資格審査の結果、参加申請者がプロポーザル参加資格を有しないと認められる場合は、プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（第 4 号様式）の送付をもって、プロポーザルへの参加資格を認めない旨を通知する。

（プロポーザル）

- 第 10 条 参加事業者は、実施説明書及び仕様書に従い、次に掲げる項目について、業務提案書及び各資料（以下「業務提案書等」という。）を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、提案書及び各資料には会社名を記載しない。

- (1) 会社概要及び財務状況（会社概要資料、令和元～3年度までの決算関係書類、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）
 - (2) 公共料金（電気料金・ガス料金・水道料金等）における継続決済型（非対面・登録型）クレジットカード決済における取扱い実績及び将来見通し
 - (3) クレジットカード決済データ処理業務に伴う運用経費について
 - (4) 災害及び緊急対策・危機管理等に関すること（追加費用を伴わないものに限る）
 - (5) クレジットカード決済の運用に関する技術提案
 - (6) お客さまが利用する際の手続きの簡便性について
 - (7) クレジットカード扱い業務のデータ伝送及びシステム処理について
- 2 参加事業者以外の事業者を指定納付受託者とする場合、参加事業者の責任において当該事業者に係る前項(1)の中で管理者が必要と認める資料を提出しなければならない。
 - 3 プロポーザルに係る各書類の提出場所は、仙台市太白区南大野田 29 番地の 1 仙台市水道局総務部営業課とする。
 - 4 業務提案書等は、実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
 - 5 業務提案書等は、原則として A 4 版サイズの書類及び作成は日本語によるものとし、実施説明書で定めた方法により提出しなければならない。

（プロポーザルの途中辞退）

- 第 11 条 参加事業者は、申し出により何時でもプロポーザルの参加を辞退することができる。
- 2 プロポーザル辞退の申し出は、プロポーザル方式参加辞退届（以下「参加辞退届」という。）（第 5 号様式）を管理者あてに次項の方法により行うものとする。
 - 3 参加辞退届の提出方法は、郵送（配達記録が残るものに限る）で提出しなければならない。

（プロポーザルの審査及び評価基準）

- 第 12 条 選定委員会は、参加事業者に対し、提案書の内容等に関するヒアリングを行った後、参加事業者から提出された業務提案等を実施説明書 9 プロポーザルの審査方法及び評価基準に基づき審査する。
- 2 選定委員会は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 157 条の 2 に規定する指定納付受託者等としての要件も合わせて審査を行う。
 - 3 プロポーザルの評価は、業務提案書の的確性、事業の継続性、実績、運用のしやすさ（主にお客さまの手続きの簡便性）、費用等を基準とする。

（プロポーザルの審査）

- 第 13 条 選定委員会は、審査を行ったプロポーザルのうち、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 157 条の 2 に規定する指定納付受託者等としての要件を満たしており、かつ、最も評価得点が高いものを受託候補事業者として選定する。

（受託候補事業者の選定及び通知）

- 第 14 条 管理者は、受託候補事業者に選定された参加事業者に対し、プロポーザル方式選定結果通知書（第 6 号様式）により受託候補事業者に選定した旨を通知する。

（非選定結果の通知）

- 第 15 条 管理者は、受託候補事業者に選定されなかった参加事業者に対し、速やかにプロポーザル方式非選定結果通知書（第 7 号様式）により選定されなかった旨を参加

事業者へ通知する。

(非選定理由の説明請求)

第 16 条 参加事業者は非選定とされた理由に関し、説明請求をすることができる。

- 2 前項の要求は、実施説明書に定める期限までに、任意様式の書面（以下、説明要求書）をもって管理者に対して行うことができる。
- 3 非選定の理由に係る説明要求書の提出方法は、電子メールとし、説明要求書の提出後、必ず電話連絡を行うこと。
- 4 管理者は、非選定とされた参加事業者から非選定の理由について説明を要求された場合に限り、その者についてのみ非選定の理由を書面により、速やかに回答しなければならない。

(プロポーザルの審査報告)

第 17 条 選定委員会は、プロポーザルの審査結果を事務事項審査委員会に報告する。

- 2 事務事項審査委員会は、選定委員会からの審査結果の報告を基に、受託候補事業者の決定に関する事項を審査する。

(委託契約)

第 18 条 管理者は、仙台市水道局契約規程に基づき、受託候補事業者に決定した者と委託契約を締結する。ただし、事務事項審査委員会、外部委託審査会、個人情報保護審議会等の契約締結にあたり必要となる審査の採決が受けられなかった場合は、この限りではない。

- 2 クレジットカード扱い業務委託の条件等は、受託候補事業者と協議のうえ、管理者が別に定めるものとする。受託候補事業者の企画提案内容は、最も評価の高かった企画提案の特定を目的としたものであり、当局は、当該企画提案の一部について修正して実施することができる。
- 3 受託事業者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(委託契約期間)

第 19 条 クレジットカード扱い業務委託の受託事業者との契約期間は、契約の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(契約保証金)

第 20 条 契約保証金は、免除する。

(プロポーザルに瑕疵がある場合)

第 21 条 プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について選定委員会で審議のうえ、参加事業者の取扱いについて決定する。

- 2 選定委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加事業者に個別にヒアリングを行うことができるものとする。
- 3 管理者は、参加事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、受託候補事業者の選定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

(失格条件)

第 22 条 参加事業者及び受託候補事業者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加資格又は受託候補事業者の決定を取り消す。

- (1) 委託契約締結以前に第 6 条に掲げる資格を喪失した場合
- (2) 業務提案書作成に係る不正行為が認められた場合

(次順位者の繰り上げ)

第 23 条 管理者は、受託候補事業者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価等が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

(事務の委任)

第 24 条 管理者は、プロポーザルに係る一切の事務について、営業課長に委任することができる。

(事務局)

第 25 条 プロポーザルにおける参加事業者等との連絡調整に係る事務局は、総務部営業課に置く。

(プロポーザルの公表)

第 26 条 プロポーザルの審査結果は、受託候補事業者選定後速やかに公表する。

- 2 前項の公表は、掲示及びインターネットを利用し閲覧に供する方法により行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 6 月 29 日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領は、受託候補事業者と契約を締結し、受託候補事業者が業務を開始した時点で廃止する。